

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
府中市本山町字中谷前一〇九〇番一、同市同町字中谷正畠一〇九一番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
府中市本山町甲一一四九番地
甲斐 宗久

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
尾道市栗原町字門前田三八四四番一、三八四五番二、三八四六番一、三八四八番一、三八四九番一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
尾道市栗原町三七五〇番地
濱田 勝

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三原市糸崎二丁目一七六番、一七七番、一七八番の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三原市糸崎三丁目一八番一 一号
小原 カズエ